

1年生の保護者の皆様へ

育英会等の
奨学金ではありません

奨学のための給付金 受給申請手続きについて

(返済の必要はありません)

(1) 「新入生に対する前倒し給付」の受給（今回のご案内）

(令和6年度（前年度）の府民税及び市町村民税所得割額が非課税の世帯対象)

令和7年4月1日時点において、「奨学のための給付金」の要件をすべて満たしていることが必要です。

詳しい制度内容は、『大阪府国公立高等学校等奨学のための給付金「新入生に対する前倒し給付」の受給申請手続きについて』をご覧ください。

申請する場合は、申請用紙をお渡ししますので、事務室までお知らせください。

提出の締切は、6月13日（金）です。

(2) 奨学のための給付金 通常申請 （7月ご案内予定）

(令和7年度の府民税及び市町村民税所得割額が非課税の世帯対象)

大阪府内に在住する非課税の世帯、生活保護受給世帯の保護者に対し、授業料以外の教育費の経済的負担を軽減するために支給される制度です。

申請受付は、7月以降です。後日改めてお知らせします。

(申請用紙も7月以降のお渡しになります。)

国公立高等学校等奨学のための給付金

「新入生に対する前倒し給付」の申請手続きについて

制度概要

- 新入生のうち希望者に対して、奨学のための給付金の年額の1/4（4～6月分）を早期に支給します。
★奨学のための給付金とは、府内に在住する低所得世帯の保護者に対し、授業料以外の教育費の経済的負担を軽減するために、返還不要の現金を支給する制度です。通常、7月に申請し、12月末頃に年額分が支給されます。
- 前倒し給付の申請をただけでは、年額の1/4（4～6月分）しか支給されません！
別途、7月に通常給付の申請を行うことで、残りの3/4（7月～翌年3月分）を受け取れます。
- 前倒し給付を申請せず、通常給付のみ申請を行うことも可能です。その場合、12月末頃に年額分がまとめて支給されます。（※前倒し給付と通常給付は支給要件が異なります。）

支給対象となる要件

前倒し給付を受けるには、令和7年4月1日現在において、次の要件をすべて満たしている必要があります。

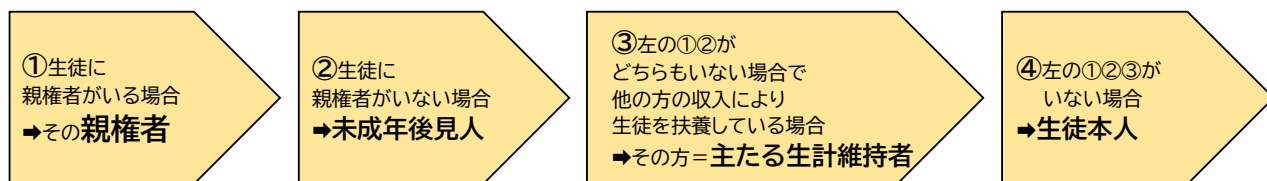
- ① 保護者等（親権者等）全員の令和6年度道府県民税所得割額及び市町村民税額所得割額が**非課税（0円）の世帯** 又は **生活保護（生業扶助）受給世帯** であること。（※1）
- ② 保護者等（親権者等）が**大阪府内に住所を有していること**。（※2）
- ③ 生徒が令和7年4月1日に高等学校等の**第1学年に新入学した生徒**であること。
- ④ 生徒が就学支援金の支給を受ける資格を有する者、又は高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）の補助対象者となる者であること。
- ⑤ 生徒が国公立の高等学校等に在学していること。（大阪府外の国公立高等学校等も対象です。）原則、令和7年4月1日現在において休学していないこと。

※1 令和7年度道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税、又は令和7年7月1日現在において生活保護（生業扶助）受給世帯である場合は、通常給付の支給対象となります。

※2 大阪府外に在住している場合は、お住まいの都道府県へお問い合わせください。

- ⑥ 保護者等（親権者等）が海外赴任等で日本国内に住所を有しておらず、住民税の所得割額が確認できない場合は対象外です。
- ⑦ 児童養護施設に入所している生徒や里親に養育されている生徒で、見学旅行費又は特別養育費養成費が措置されている場合は、この給付金の対象となりません。

「保護者等（親権者等）」の考え方について（就学支援金での考え方と同じです。）



支給金額

区分	対象生徒の区分	給付金額（年額の1/4）	
		全日制・定時制	通信制
1	生活保護（生業扶助）受給世帯に扶養されている生徒	8,075円	
2	保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税（0円）世帯に 扶養されている生徒	35,925円	12,625円

申請に必要な書類

申請区分	申請書	生活保護 受給証明書	課税証明書 等(※5)	通帳等の 写し	在学証明書
区分1:生活保護受給世帯	●	●	—	●	▲(※6)
区分2:非課税世帯	●	—	●	●	▲(※6)

※5 次の①～③のいずれかの書類です。(令和6年度のものがが必要です。)

①市町村民税・府民税 課税(非課税)証明書の原本(※税の申告をしてから発行してもらってください)

②市町村民税・府民税 特別徴収税額の決定通知書(納税義務者用)のコピー(※分割せず1枚の紙に収まるように印刷してください)

③市町村民税・府民税 納税通知書のコピー(※複数ページに渡る場合は、全ページのコピーが必要です)

※6 国立高等学校等又は大阪府外の公立高等学校等に在学する生徒で、お通いの学校を介さず直接申請を行う場合、生徒本人の在学証明書(令和7年4月1日現在の在学を確認できるもの)が必要です(在学証明書の様式は大阪府HPよりダウンロードできます)。

事前に
確認を!

保護者等(親権者等)全員、 税の申告が必要です!

収入が0円である場合も申告が必要です。
申告がお済みでない場合は、課税証明書を
発行してもらう前に必ず申告してください。

母は無職(又はアルバイト)で
父の扶養に入っているけど、
それでも申告は必要?

必要です!

申請から支給までの流れ

	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
前倒し給付を 申請する場合	前倒し給付 申請	→	支給 (年額1/4)				
		通常給付 申請	→				支給 (年額3/4)
前倒し給付を 申請しない場合		通常給付 申請	→				支給 (年額)

前倒し給付を申請しただけでは4～6月分(年額の1/4)しか支給されません!
通常給付の要件に該当する場合は7月に別途申請を行ってください。

- 申請の手続き(書類の受け渡し、提出)は、お通いの学校事務室を通じて行います。
申請書類は、学校が定める期限までにお通いの学校事務室へご提出ください。
- 前倒し給付の審査結果や振込日は、8月頃に学校を通じてお渡しする通知書でご確認いただけます。

お問い合わせ先

【提出期限や、提出に必要な書類などに関すること】

茨木工科高等学校 事務室 TEL:072-623-1331

【制度の概要などに関すること】

◎大阪府教育庁 施設財務課 奨学のための給付金担当

TEL: 06-6941-0351(代) FAX:06-6946-1141

大阪府ホームページ「大阪府国公立高等学校等奨学のための給付金について」

<https://www.pref.osaka.lg.jp/kyoishisetsu/kyufukin/>

◎大阪府 府民お問合せセンター ピピっとライン

TEL: 06-6910-8001 FAX:06-6910-8005